

令和4年度第1回大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（概要）

開催日時：令和4年12月13日（火）13:00～13:30

場 所：ウェブ会議

出席委員：野呂会長、江口委員、児島委員、近藤委員、丸山委員

1 会長の選出及び会長職務代理者の指名

委員の互選により野呂委員が会長に就任した。

また、野呂会長から、職務代理者として丸山委員が指名され、了承された。

2 議事

(1) 大阪広域水道企業団個人情報保護条例の改正等について

(2) 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（仮称）の制定について

3 議事概要

(1) 大阪広域水道企業団個人情報保護条例の改正等について

事務局から、大阪広域水道企業団個人情報保護条例の改正等について説明。

【会長】

特にご意見はないようなので、内容について了承するというところでよろしいか。

（委員一同 了承）

(2) 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（仮称）の制定について

事務局から、大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（仮称）の制定について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【委員】

資料5ページ（3）保有個人情報について、なお書きで「議員が職務上作成し、又は取得した個人情報は除外」となっているが、議員が作成した後に議会事務局が取得した場合はどうなるのか。

（事務局）

議員が作成したものを議会事務局が取得した場合は、保有個人情報の対象になる。

【委員】

保有個人情報の定義について、解釈に齟齬が出ない規定となるよう留意していただきたい。

（事務局）

承知した。

【委員】

議会事務局が取得した情報は、総じて保有個人情報であるということか。

(事務局)

そのとおり。

【会長】

委員からご意見をいただいたが、議会個人情報保護条例の基本的な考え方を修正するものはないので、内容について了承するというところでよろしいか。

(委員一同 了承)

以上